「沖縄なは子ども劇場」規約

第一章（総則）

第１条　この会は児童文化を愛好する子どもと大人の自主的な会であり「沖縄なは子ども劇場」と呼びます。

第２条　この会は会員制です。

第３条　この会は月々の会費によって運営されます。

第４条　会員は第四章８条に定めた一般会員と賛助会員によって構成されます。

第５条　この会の所在地を那覇市銘苅 211-1 番地ユーカリ那覇敷地内とします。

第二章　（目的）

第６条　この会はすぐれた児童文化を鑑賞し、その創造発展に努力します。それを通じて子ども達の友情と自主性、創造性を育て健全な成長をはかります。

第三章　（活動）

第７条　この会の目的を達成するために次の活動を行います。

1、 演劇、音楽、芸能などの鑑賞創造のために定期的または臨時的に全会員を対象とした例会を開きます。

2、会員の自主的な活動を積極的にすすめます。

3、子どもの文化状況を日常的に追求し、研究活動を行います。

4、児童文化諸団体と提携し優れた児童文化の創造発展につとめます。

5、機関紙、会報などを発行します。

6、その他、会の目的にそった事業を行います。

第四章　（会員）

第８条

1、児童文化を愛好する子どもと大人は、所定の手続きをし、誰でも自由にこの会の会員になることができます。

2、一般会員とは、主会員と家族会員であり、世帯の代表者を主会員としその他同一世帯の（4 才以上）者までを家族会員とすることができます。

3、家族会員は登録が必要です。

第９条　主会員が毎月の会費を払う事により、一般会員は諸活動に参加することができます。

第１０条　会員は事務局に申し出て、この会から脱会することができます。申し出が無い限り会員扱いになり会費が発生します。

第１１条　賛助会員はこの会の主旨に賛同し、賛助会費を支払い、年間５口以上で１回例会を鑑賞できます。

第１２条　賛助会員は会の運営には参加できません。

第１３条　会員は原則として地域、などでブロックを作ります。この会の活動、連絡などは原則としてブロック単位で行います。

第１４条　各ブロックは代表者を一人選びこの会の活動はブロック代表者を通じて行います。

第１５条　各ブロックは会員の民主的な話し合いで、この会の目的にそった自主活動をする事ができます。

第１６条　会の運営を円滑に行うためにブロックを置きます。ブロック長は定期的にブロック会をひらき、必要な事項を協議することができます。

第六章　（総会）

第１７条　総会はこの会の最高決議機関とします。

（第１８条は削除されました。）

第１９条　総会の成立は構成員の過半数以上を必要とし、総会の議決は出席者の過半数以上の賛成を必要とします。

１、入会金および会費
２、例会の年間計画
３、予算決議の承認
４、役員の選出
５、規約の改廃
６、その他、総会において必要と認めた事項

第２０条　総会は年度末から２ヶ月以内に運営委員長が招集します。ただし、委員会が必要と認めた場合は、運営委員長は１ヶ月以内に臨時総会を招集しなければなりません。

第七章　（役員）

第２１条　この会は次の役員をおきます。

１、運営委員長１名　２、副運営委員長　若干名　３、専門部長　各１名
４、事務局員　若干名　５、ブロック連絡係　各１名　６、監査委員　２名
７、専門部員　若干名

第２２条　役員は総会で選出され、任期は１年とします。ただし、兼任、再選は妨げません。

第２３条　年度途中で役員に欠員が生じた場合は、委員会の承認を得て補充することができます。ただし、任期は補充した役員の残務期間とします。

第八章　（委員会）

第２４条　総会で選ばれたブロック委員で構成され、運営委員長が必要に応じて招集します。

第２５条　委員会は総会に次ぐ決議機関で、この会が円滑に行われるように必要な処置をとることができます。

第２６条　委員会は委員の過半数の出席で成立し、決議は2/3以上の賛成を必要とします。

第九章　（運営委員会）

第２７条　委員会に対する議案提出は、原則として会を通して行われます。

第２８条　運営委員会は、運営委員長、副運営委員長、専門部長、ブロック長、事務局員で構成します。委員会で決議された事が滞りなく執行されるよう必要な処置をとります。

第十章　（臨時委員会）

第２９条　運営委員長は、必要に応じて役員を招集できます。

第十一章　（専門部）

第３０条　この会を円滑に行うため必要に応じて専門部を設ける事ができます。

第３１条　専門部の部長は運営委員会に出席します。

第３２条　専門部の運営は、各ブロックから選出された専門部員があたります。ただし、会員は誰でも専門部長になれます。専門部長は定期的に専門部会をもつことができます。

第十二章　（事務局）

第３３条　この会に事務所を設け、若干名の事務局員をおきます。

第３４条　事務局は総会で選出され、会の運営に関する事務を行います。

第３５条　事務局員に関する規定は別に定めます。

第十三章　（財政）

第３６条　この会は会費と入会金および寄付金によって運営されます。

第３７条　会費は主会員月額 1,500 円、入会金 500 円とします。
登録した家族会員は、例会鑑賞時に事前にチケットの購入が必要です。

第３８条　この会の会計年度は９月１日から翌年の８月３１日までとします。

第３９条　監査委員はこの会の決算について監査し、その結果を総会に報告しその承認を得なければなりません。

第４０条　賛助会員は一口 1.000 円とし、何口でも可能です。

第十四章　（寄付）

第４１条　沖縄なは子ども劇場は寄付行為に関しては拒みません。

第十五章　（改正）

第４２条　この規約の改正は総会において出席者の２/３以上の賛成によって決定されます。

付則

1、この規約は 1977 年５月８日より施行する。

2、この規約は 2004 年 10 月 16 日一部改正する。

3、この規約は 2009 年 10 月 17 日一部改正する。

4、この規約は 2017 年 9 月 23 日一部改正する。

5、この規約は 2019 年 10 月 19 日一部改正する。

6、この規約は 2020 年 10 月 24 日一部改正する。